

件名	医療法施行条例
主管課	医療対策課
根拠法令等	医療法（昭和23年法律第205号） 第7条の2第4項、第5項、第18条、第21条第1項、第2項
<p>【制定の概要】 制定の経緯について 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）〔いわゆる第2次一括法〕により医療法が改正されたことに伴い、これまで厚生労働省令で定められていた病院等の人員、施設等の基準について、県の条例で定めることとされたものである。</p> <p>条例委任された基準 （従うべき基準）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存病床数及び申請病床数の補正 ・病院等における専属薬剤師の配置 ・病院の従業者の員数（薬剤師、看護師、准看護師、看護補助者及び栄養士） ・療養病床を有する診療所の従業者の員数の基準（看護師、准看護師及び看護補助者） <p>（参酌すべき基準）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・病院の従業者の員数（診療放射線技師、理学療法士、作業療法士、事務員その他の従事者） ・療養病床を有する診療所の従業者の員数の基準（事務員その他の従事者） ・病院の施設（消毒施設及び洗濯） ・療養病床を有する病院及び診療所の施設（談話室、食堂及び浴室） <p>厚生労働省令により3類型（「従うべき基準」「標準」「参酌すべき基準」）に区分されており、「従うべき基準」については省令と同じ基準を定めるとともに、「参酌すべき基準」については、必要に応じて独自基準を設ける（「標準」は該当無し）。</p> <p>独自基準について 「参酌すべき基準」のうち次の項目について独自基準を設ける。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・療養病床を有する病院及び診療所の施設のうち食堂の面積基準について、県内の医療機関の実状を踏まえ、実態に応じた適切な対応ができるよう数値基準を定めない規定とする。 	
施行日	平成25年4月1日
【その他参考事項】	